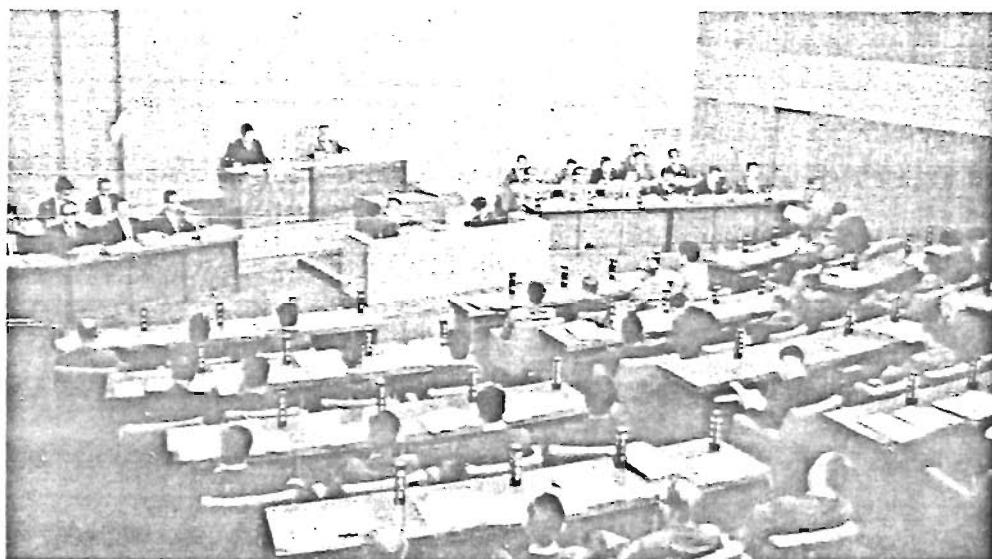


豊島区広報

区議会特集号

昭和42年10月20日 第11号
編集 豊島区議会局
事務
発行 豊島区区民部
区民課広報係
電話 (981) 1111



『住民基本台帳法』など慎重審議 第三回定例区議会終る

昭和42年第三回定例会は、9月26日に開かれ会期を10日間と定めたあと、区政に関する一般質問があったのち、区長提案の条例四件と、昭和42年度一般会計補正予算（第四号）および区民より提出された請願・陳情十八件の審査をそ

れぞれ担当の各委員会に付託して散会しました。休会中、連日開かれた各常任委員会の審査結果の報告を得て10月4日本会議を開き、条例四件、補正予算一件がいずれも原案どおり可決。また請願・陳情十八件を委員会審査報告どおり

議決。さらに議員提出による意見書五件（別掲）を議決し、会期1日を残して閉会されました。

議決された議案

☆豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

保険料減額の算定基礎から退職所得金額を削除するとともに保険料減額対象世帯に対して、控除額を三万円から四万円に引き上げて保険料減額の拡大をはかったことと、延滞金計算の基礎を從前百円であったものを二千円以上のものについて千円を単位にして計算することに改めるものです。

☆豊島区組織条例の一部を改正する条例

☆豊島区印鑑条例の一部を改正する条例

☆豊島区住民登録施行条例を廃止する条例

右三件は「住民基本台帳法」の施行にともない「住民登録法」が廃止されたためとられた改正です。

☆昭和42年度豊島区一般会計補正予算（第四号）

今回の追加額は一億八千一百二十六万二千円で、前回までの分と合計すると五十三億一千二百七十二万八千円となります、これにより職員人件費のほか事業費として、住民基本台帳実施、心身障害者の委託保護、生活保護法による住宅および医療扶助、道路交通安全整備事業、教育費における小中学校の教育設備、学校用地の買収などが含まれています。

■採択された請願陳情

人事院勧告の実施時期完全実施とそれに伴う地方財源措置の確

保に関する請願

第七出張所廃設改築に関する請

願家庭福祉員に対する公費の補助

等を要する請願

保育園設置に関する請願

生活保護者に対する葬儀費用不

足分補助に関する請願

生活困窮者に対する理髪及び入浴費支給に関する請願

生活保護者並びに準保護者の年

末手当に関する請願

維持労務者の夏期手当支給等に

関する請願（一部採択）

早朝清掃労務者の夏期手当支給

する請願

失業対策事業労務者の夏期手当

支給等に関する請願

日雇労働者の夏期手当支給に

する請願

道路の剛質舗装化に関する請願

区立大明小学校鉄筋校舎建設促進に関する請願

立駒込小学校ブール新設に

する請願

池袋七丁目児童遊園設置に関する請願

（現状では趣旨に沿うことが困難である）

失業対策事業就労者の待遇改善に関する意見書

東京都の失業対策事業については、特別区が「東京都区長委員会」により施行団体として作業を実施しておりますが、生産効率の低額であるに加えて最近における諸物価の高騰と相まってその生活は極度に苦しむひいては労働者の勤労意欲をも低下せしめていることは想像に難くないところであります。

政府当局におかれでは、かかること失対事業就労者の生活実態と近時相当高度の技術を要する作業をも消化している現状を十分勘案の上、その賃金の決定にあたっては根本的に検討を加えて大巾な引上げを图られるとともに、都当局におかれても失対労働者の就職促進と独立自活の促進化を図るため制定されている日雇労働者就職扶助金の貸付制度について、貸付金の増額等内容の充実改善につとめられるよう特段の配慮を講ぜられんことを要望いたします。

生活保護基準 に関する意見書

最近消費者米価の十四・四パーセント値上げを始め各種公共料金が相次いで引上げられ、他の諸物価にも波及せんとしておりますことは特に最低生活を強いるられてゐる被生活保護者にとつて甚だ深刻な問題であります。これに対し政府は消費者米価

して実施されている実態は誠に遺憾とすらあります。よって当局におかれてはかかる実態を十分斟酌の上人事院勧告の実施時期について勧告どおり措置されるよう能う限りの努力を払われるとともに地方公務員に対する人事委員会の勧告がこれに準じて行なわれる実態に伴う地方財源の確保方についても十分なる配慮を講ぜられんことを要望する

の値上がり分については保護基準の引上げを図ることであります。これがのみでは法に規定された最低限度の生活が保障されることはおろか人並みを落し送りたいと願う被保護者の更生意欲をも阻害するもので、しかもりません。

更に現行の保護基準における各種扶助の基準額についても社会経済情勢の変動にそぐわないと、いものが多々あり、一例をあげれば葬祭扶助費にしても被保護家庭を一層慘めな思いに押しやる程度のものでしかなく、また被保護者が生活扶助費の中で販売することになつてゐる理髪代、入浴代等の所要経費も現在の支給額だけでは到底それに充當すべき余裕がないのが実情であります。

特別区の自治権確立に関する意見書

よつて当局におかれでは、かかる実態を十分勘案し特別区民の基本的権利を守り健全なる地方自治の確立を期するため特別区を基礎的地方公共団体として一般の市と同様に「区長は住民の直接選挙による」とし更に事務事業の適正なる移管をはかると共にこれに伴なう財源として固定資産税、住民税法人分等の課税権を法定化する等諸法令の早期改正方について特段の配慮を講ぜられんことを希望いたします。

たします

現行の租税特別措置法
法令には前述の諸施設設
立として土地所有者が公
共の上地を譲渡するに
校用地を除き何等の規
定つて租税特別措置法
讓渡所得に係る税の軽
受けられずによること
としての諸施設建設用
地を防げてゐる大なる原
ておりこのことは甚だ大
きなことがあります。

児童遊園、保育園等公共施設建設用地の取得に伴う租税特別措置法並びに関係法令の改善に関する意見書

して年々住民自治の権限が縮小され昭和27年には遂に特別区の区長は区議会が都知事の同意を得て選任するところとなり憲法に保障された地方公共団体の首長は住民が直接これを選挙するという住民の基本的権利が奪われ、はたまた事務事業も逐年制限されて常に都区一体制という名のもとに地方自治の本旨がごみにじられてきたのであります。これらの重大な事態に対しても23区区議会は一体となり住民と共に十数年来自治権拡充のため運動を續け法改正の実現に向って努力を重ねて参ったのであります。

児童遊園、保育園等公共施設建設用地の取得に伴う租税特別措置法並びに関係法令の改善に関する意見書

産業経済の発展と都市における人口の過密化は両者相まって所謂地価の高騰を招るしくするものであり、加えて東京都の区部における空閑地は僅少化しつつあるのが現状であります。

このことは文化、体育施設、社会福祉、厚生施設等の公共施設建設に対する地域住民の口増しに高まる強い要望に応えるため過密化する都市、特に東京都の特別区としてはその用地取得に当つては甚だしく苦慮せしめられております。

さらに現行の租税特別措置法に関する法令には前述の諸施設建設用地として上地所有者が公团体にその上地を譲渡するについて学校用地を除き何等の規定もなく従つて租税特別措置法に基づく譲渡所得に係る税の軽減措置を受けられずによることが特別区としての諸施設建設用地の取得を防いでいる人なる原因となつておりますこととは甚だ遺憾とするところであります。

よつて関係当局におかれでは特別区が設置する所謂小規模な公園、児童遊園、保育園その他文化、厚生施設等の用地を容易に取得できるための一助としてこれらの用に供することによつて生ずる土地所有者の譲渡所得についても学校用地と同様、ひょく税の軽減措置が図られるよう税制度の改善につき格別の方途を講ぜられることを要望いたします。